

きらめき 創造 大洲市

—みとめあい ささえあう 背川流域都市—

おおず 市議会だより

2012
No.31

平成 24 年 2 月 15 日発行

●発行 大洲市議会 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1 ☎ 0893-24-1730 FAX 0893-23-1121



いつも一緒に畠でお手伝い…
富永さん家のカモ（八多喜）

20 日	15 日	"	14 日	13 日	12 日	6 日
討論・表決、閉会)	本会議（委員長報告・質疑・	厚生文教委員会	総務企画委員会	本会議（質疑・質問・委員会 付託）	本会議（質疑・質問）	本会議（開会、提案説明）
	産業建設委員会					(12月)

12月定例会の日程

… 目 次 …

- 2面～3面 12月定例会の概要
- 11月臨時会の概要
- 23年市議会の活動状況
- 4面～7面 質疑・質問
- 8面～10面 決算特別委員会・常任委員会
議会日誌



議会だよりは環境に配慮し、再生紙及び
大豆インキを使用しています。

<http://www.city.ozu.ehime.jp/>

平成23年12月定例会

—地域主権改革の推進に対応し、議会の活性化を—
「議会改革調査特別委員会」設置



一般会計補正予算 岁出の主な事業

(単位：千円)

総務費

- ・財政調整基金積立金 800,000
- ・減債基金積立金 500,000

(今後の財政需要等による財源不足への備え☞P 8)

民生費

- ・大洲幸楽園補助金 9,266

(幸楽園耐震化整備工事に伴う山留工事費補助金)

衛生費

- ・住宅用太陽光発電システム設置費補助金 1,000

(県の補助金制度創設に伴う補助金追加)

農林水産業費

- ・農村活性化センター改修事業 1,297

(県の地域支え合い体制づくり事業によるトイレ改修他)

商工費

- ・「龍馬がゆく！大洲」150年記念事業 7,950

(記念事業オープニングイベント、広告宣伝事業等☞P 9)

土木費

- ・県工事負担金(道路分) 17,503

(県の道路事業費追加負担金)

消防費

- ・AED購入事業 3,893

(避難所11施設のAED配置)

教育費

- ・教育振興基金積立金 200,000

(今後の教育環境整備のための積立金)

- ・公民館改修工事(15公民館) 10,953

(県の地域支え合い体制づくり事業によるトイレ改修)

平成23年第6回定例会を12月6日から12月20日までの15日間の会期で開きました。
今定例会初日、9月定例会において決算特別委員会に付託された平成22年度各会計決算の認定について審議を行い、採決の結果それぞれ認定しました。
また12日、13日の2日間にわたり質疑・質問を行い、防災対策、地域経済対策をはじめとする喫緊の諸課題について、議論が交わされました。
そして市長提出議案及び請願は委員会審査を経て最終日に採決を行いました。その結果、追加議案等を含めた全議案を原案のとおり可決・同意し、請願を不採択としました。なお、当市議会に「議会改革調査特別委員会」を設置し、議会の活性化をめざして議会の組織運営について調査することとしました。

(詳細は次ページ以降)

臨時会	
11月30日臨時会	が開かれ、市長
▼第79号 大洲市職員の給与に関する条例等の一部改正について	から議案3件が提出され、いずれも原案のとおり可決しました。
▼第80号 公の施設の区域外設置に関する協議について	(人事院勧告等に準じ改正)
▼第81号 専決処分した事件の報告並びに承認を求める件について	(西予市バスの大洲市内運行)
いて	平成23年度大洲市一般会計 補正予算(第3号) 平成23年度大洲市水道事業会計補正予算(第2号) (台風15号関連予算)

◆教育委員

山内光郎(肱川町山鳥坂)

任期 平成24年3月1日～平成28年2月29日

◆人権擁護委員

浅野卓磨(肱川町予子林)

任期 平成24年4月1日～平成27年3月31日

人事案件(敬称略)

議会改革調査特別委員会

◎宮本 増憲
○上田 栄一 宇都宮 宗康
大野 立志 武田 雅司
村上 常雄 梅木 良照
吉岡 猛
(◎委員長 ○副委員長)

平成23年 市議会の活動状況

◆議会の開催状況

区分	月	会期	会期日数	本会議日数	傍聴人数
定例会	3月	自 2月28日至 3月17日	18日	4日	14人
	6月	自 6月14日至 6月28日	15日	4日	13人
	9月	自 9月6日至 9月21日	16日	4日	22人
	12月	自 12月6日至 12月20日	15日	4日	66人
臨時会	1月	1月20日	1日	1日	0人
	11月	11月30日	1日	1日	0人
合 計		66日	18日	115人	

◆議決状況

提出	種類	原案可決	認定	承認	同意	合計
市長	条例	25				25
	予算	44				44
	決算		2			2
	契約		4			4
	人事案件				6	6
	専決処分			2		2
議員	その他	15				15
	小計	84	6	2	6	98
	意見書	2				2
委員会	その他	1				1
	条例・規則	1				1
合 計		88	6	2	6	102

◆請願・陳情

種類	採択	趣旨採択	不採択	継続審査	審議未了	計
請願			8			8
陳情						
計			8			8

◆委員会の開催状況

区分	開催日数
常任委員会	総務企画 6日
	厚生文教 8日
	産業建設 5日
議会運営委員会	17日
特別委員会	肱川流域治水対策 1日
	議会改革調査 1日
	決算 5日
合 計	43日

◆議案【市長提出分】

番号	件名	結果
第76号	平成22年度大洲市歳入歳出決算の認定について	認定
第77号	平成22年度大洲市企業会計決算の認定について	認定
第82号	平成23年度大洲市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
第83号	平成23年度大洲市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第84号	平成23年度大洲市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第85号	平成23年度大洲市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第86号	障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理について	原案可決
第87号	大洲市報酬及び費用弁償支給条例及び大洲市長浜体育館条例の一部改正について	原案可決
第88号	大洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	原案可決
第89号	一級河川肱川広域基幹河川改修事業及び市道天貢線道路改良事業(平成23年度分)の施行に関する委託契約の変更について	原案可決
第90号	財産の交換について	原案可決
第91号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第92号	市道の路線認定について	原案可決
第93号	大洲・喜多衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	原案可決
第94号	内山衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	原案可決
第95号	大洲地区内子運動公園事務組合の解散について	原案可決
第96号	大洲地区内子運動公園事務組合の解散に伴う財産処分について	原案可決
第97号	教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて	同意
第98号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	同意

◆議案【議員提出分】

番号	件名	結果
議第5号	子どもに対する手当財源に係る地方負担に反対する意見書	原案可決
議第6号	議会改革調査特別委員会の設置について	原案可決

◆報告

番号	件名	結果
報告14	専決処分した事件の報告について	
	専決第13号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	
	専決第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	
報告15	専決第15号 損害賠償の額を定めることについて	
報告15	青島海運有限会社の経営状況を説明する書類の提出について	受理

◆請願

番号	件名	結果
請願18	原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める請願書	不採択
請願19	消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願	不採択
請願20	年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願	不採択
請願21	無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める請願	不採択

子どもに対する手当財源に係る地方負担に反対する意見書

政府は、平成22年度から導入した子どもに対する手当について、全額国庫負担で実施するとの方針を繰り返し表明した経緯があるにもかかわらず、平成24年度から支給される新しい手当の財源負担について、引き続き地方に求める考えを示している。

これまで示された政府案は、地方に裁量の余地がない現金給付に地方の一般財源を一方的に充てようとするものであり、地方としては到底受け入れられないものである。

子育て支援は、地域の実情に応じ地方自治体が創意工夫を發揮できる分野を地方政府が担当すべきであり、子どもに対する手当のような全国一律の現金給付については、国が担当し、全額を負担すべきである。

よって、国においては、地方に負担を転嫁することなく、子どもに対する手当を含む、子ども・子育てにかかる国と地方の役割分担や費用負担のあり方について、改めて「国と地方の協議の場」において十分な協議を行うとともに、地方の裁量が拡大する方向で検討を行ったうえで再提案することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月20日

大洲市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官

質疑・質問

12月定例会の
主な質問項目

8 武田雅司議員

- 1 梅木良照議員
 ①財政運営
 ②指定管理者制度
 ③坂本龍馬脱藩150周年事業
 ④福祉行政
 ⑤山鳥坂ダムの検証状況
 ⑥教育行政
- 4 一宮 淳議員
 ①自然エネルギー
 ②介護保険施設及び在宅介護
 ③防災行政無線
 ④地域審議会
 ⑤魚礁設置
 ⑥学校教育

- 5 宇都宮宗康議員
 ①TPP交渉参加問題
 ②台風15号被害と山鳥坂ダム関連問題
 ③原発防災
- 9 梅木加津子議員
 ①TPP交渉参加問題
 ②台風15号被害と山鳥坂ダム関連問題
 ③原発防災

- 2 上田栄一議員
 ①災害対策及び対応
 ②子育て支援対策
 ③通学バスの運用と交通弱者対策
 ④公共交通施設における喫煙室設置
- 6 西村 豊議員
 ①JRP予讃線中村踏切の拡幅
 ②台風15号被害と肱川治水
 ③鳥獣被害防止整備
- 5 宇都宮宗康議員
 ①交付金を活用した食品の放射能測定器の購入
 ②子育て支援
 ③体育協会の使途不明金問題及び指定管理者制度
 ④住宅リフォーム助成制度
 ⑤介護保険料

3 横田和美議員

- ①女性の視点を活かした防災対策
 ②学校施設の防災機能の向上
 ③災害時のトイレ対策
 ④障害者の防災対策
 ⑤自動再生専用ダイヤル
 ⑥救急医療情報キット導入
 ⑦幼稚園・保育所の芝生化
 ⑧大洲喜多休日夜間急患センター

答

問 長浜、肱川、河辺地域の振興策について

地域振興



- 7 大野立志議員
 ①地域主権改革
 ②次年度の経済対策
 ③森林整備事業
 ④プロポーザル方式
 ⑤山鳥坂ダム事業

地域振興では、山鳥坂ダム建設に係る水没地域の生息再建や付け替え道路の整備の課題を解決することも地域振興の大きな課題と考へています。また、日本有数のオンドリの飛来地である鹿野川湖の活用や、岩谷地域に伝わる鎮縛神楽や大谷地域に伝わる文楽など貴重な文化財の保存伝承への取り組みも大切なことです。

河辺地域には、恵まれた自然環境があり、屋根付き橋や坂本龍馬脱藩の道など貴重な歴史・文化資源と豊かな自然を活かしたイベントや山村体験、滞在型観光を開発への取り組みにより振興を図っていきたいと考えています。

一方で、地域の隠れた財産の掘り起こしも行い、地域の振興につなげていきました。そこで、地域の資源となるものを発掘・調査しながらデータ化を進めています。

また、来年は坂本龍馬が脱藩して150年目を迎え、その記念事業として、市内全域で年間を通してのイベントを企画し、当市全域を盛り上げていこうと考えています。

今後においても、地域によつて自然条件や歴史・産業・文化が異なる中、それらの個性を活かし、地域の振興及び活性化につながるまちづくりを継続して進めていきたいと考えています。

取り組みも大切なことです。

河辺地域では、晴海・拓海工業団地への企業誘致

プロポーザル方式

問 ガイドラインについて

答 プロポーザル方式は、格に大きな変動がある業務を発注する場合に、価格のみによる競争ではなく、技術提案書の提出を求めるために最適なものを特定する契約方式です。

当市においては、多様な業務委託に対応するため、大きく分けて「設計・コンサルタント業務」、「情報システム開発業務」、及び「その他プロポーザル方式が適用と認められる業務」の3項目について基本的事項を定めています。

参加業者の選定方法については、当市の入札参加資格を有する者の中から対象業務の履行能力を有すると認められる者を選定していますが、特殊業務については資格を有しない者も参加できるものとしています。

審査委員会の設定方法については、発注担当課における業務の特殊性、委託料の多寡を勘案し、案件ごと

に委員会を設置し公正性、客観性を確保するよう努めています。

落札決定基準については、提出された技術提案書を評価し、最優秀提案者を第一候補に選定し、地方自治法施行令で定める随意契約の手続きを行い、市が定めた予定価格以下の者を落札者と決定するものです。また、透明性を図るため、公共工事入札・契約適正化法に基づき公表することになります。ただ、客観性や透明性が確保されなければ、評価方法や評価項目、候補者選定が恣意的となり、当初の目的が果たせないという懸念もあり、審査委員会や情報公開のあり方など十分議論する必要があると思つてています。

今後、県や他市の状況を参考にしながら、当市に適した要綱や契約の手続き方式を検討していきたいと考えています。

スクールバスの住民利用については、交通機関のない地域等の住民に係る運行登下校に支障がないことなどを要件とし、住民福祉のために文部科学省の承認を得て実施しており、小学校と中学校を併せて実施する場合、基本的には登校が1便、下校が3便という状況になり、これにより地域における交通利便性の向上は図れるものと考えています。

また、スクールバスの運行範囲に路線バス等の公共交通が存在する場合には、バス事業者との調整も必要となりますので、地域の実情に応じて協議を行いながら住民利用の範囲を決定していくといています。

問 通学バスの運用について

交通弱者対策

答 現在、スクールバスは、大洲地域6台、長浜地域3台、河辺地域2台の計11台を保有しています。今後においては、小学校統廃合計画の対象校に対応するため、9台程度のスクールバスの購入が必要と見込んでおり、最終的には20台程度になると思われます。

スクールバスの住民利用については、交通機関のない地域等の住民に係る運行登下校に支障がないことなどを要件とし、住民福祉のために文部科学省の承認を得て実施しており、小学校と中学校を併せて実施する場合、基本的には登校が1便、下校が3便という状況になり、これにより地域における交通利便性の向上は図れるものと考えています。

スクールバスの住民利用については、交通機関のない地域等の住民に係る運行登下校に支障がないことなどを要件とし、住民福祉のために文部科学省の承認を得て実施しており、小学校と中学校を併せて実施する場合、基本的には登校が1便、下校が3便という状況になり、これにより地域における交通利便性の向上は図れるものと考えています。

また、スクールバスの運行範囲に路線バス等の公共交通が存在する場合には、バス事業者との調整も必要となりますので、地域の実情に応じて協議を行いながら住民利用の範囲を決定していくといっています。

登下校以外の時間帯におけるスクールバスの活用について

については、市内の各小中学からのお問い合わせに応じ学校行事に活用されていることや、わせたものとなつておらず、さらに天候等の状況によつては急に運行時刻が変わる

ことなどの問題があることから、曜日を決めての利用は難しいと考えます。

したがつて、まずは小学校の登下校に合わせたスクールバスの住民利用により、地域の基礎的な交通手段を確保することに努め、その上で新たに必要とされる交通施策の検討を行つていただきたいと考えています。

当市の子どもの医療費無料化については、平成20年度から事業を拡大し、対象年齢を3歳から6歳に引き上げて実施をしていますが、県内の5市6町においては小学校入学以降の医療費についても何らかの形で助成をされています。

来年度においては、隣接市町である西予市が小学生の入院医療費無料化を、内子町が小学生の入院・通院医療費無料化の方針を示されています。

このようなことから、当市においても、来年度より対象範囲を小・中学生まで拡充し、入院における医療費の無料化を実施する方向で検討しています。

学童保育事業を6カ所で実施するとともに、乳児を抱えている母親の支援として、乳児のいる全家庭を訪問し、子育てに関する相談や情報を提供を行つています。

また、平成24年度からは、この学童保育を新たに5カ所で開設することとし、現在その施設の改修や指導員の募集などの準備を進めています。

問 ガイドラインについて

落札決定基準については、提出された技術提案書を評価し、最優秀提案者を第一候補に選定し、地方自治法施行令で定める随意契約の手続きを行い、市が定めた予定価格以下の者を落札者と決定するものです。また、透明性を図るため、公共工事入札・契約適正化法に基づき公表することになります。ただ、客観性や透明性が確保されなければ、評価方法や評価項目、候補者選定が恣意的となり、当初の目的が果たせないといふ懸念もあり、審査委員会や情報公開のあり方など十分議論する必要があると思つてています。

子育て支援

問 子どもの医療費無料化について

答 子育て中の人々やこれから子育てをする人々が、安心して子供を産み育て、夢や喜びを感じること

ができるような環境づくりは、今後大変重要な課題であると認識をしています。

このことから、平成23年度においては、親の働く権利と家族の生活を守るために、

市においても、来年度より対象範囲を小・中学生まで拡充し、入院における医療費の無料化を実施する方向で検討しています。

また、医療費の助成額に

ついては約800万円と見込んでおり、条例の一部改正により＊償還払いでの助成を予定しています。

今後においても、厳しい

財政状況下ですが、子育てに伴う精神的・経済的負担の軽減を図り、子どもを安心して産み育てる環境づくりに努めたいと考えています。

* 償還払い：一旦医療機関の窓口で医療費の自己負担分を支払い、後日入院医療費の払い戻しをすること。

大洲喜多休日夜間急患センター

問 啓発及び受診状況について

答 当センターは、近年の医師不足等により救急担当医の負担が増大し、2次救急輪番体制の維持が困難な状況となってきたことから、当地域の救急医療体制の再構築に向けて整備されたものです。

当センターは、喜多医師会会員である開業医の先生方が輪番体制で診療することから、診療科目は内科となつており、急な発熱等の

症状により自力で診察を受ける場合に利用することになります。2次救急病院については、外科的処置、入院を必要とする症状、救急車での搬送患者等を診療することになります。

受診の方法については、区長会長会、民生児童委員会をはじめ各地区の役員さんへ順次ご説明をするほか、市内の医療機関や公共施設にポスターを掲示するとともに、広報紙等やホームページにおいて市民の皆様にお知らせしていく予定です。

12月1日の開院から10日までの夜間の診療においては、延べ9日間で34人が受診をされ、1日平均で3・8人の受診となっています。

また、4日の日曜日には18人の方が、11日の日曜日には16人の方が受診され、2次救急医療機関の負担が少しでも軽減されるのではないかと考えています。

今後においては、1次救急と2次救急告示病院及び消防署等の関係機関が連携して事業実施主体として事業推進を図っています。

電気柵及び各種わなの設置に関する事業については、平成17年度より愛媛県の補助事業として大洲市鳥獣害防止施設整備事業を実施しています。JA愛媛といきが事業実施主体となり、主

ていかないと考えています。

鳥獣被害対策

問 被害防止対策について

答 近年、有害鳥獣による農作物などへの被害が全国的に拡大しており、当市においても特にイノシシ

などによる野菜、果樹、林産物、水稻への被害が著しく、その結果営農意欲が衰退し、耕作放棄地が増加するなど、その対策には苦慮しています。

狩猟免許取得者については、今年度より新規狩猟免許取得に係る費用の補助制度を導入しました。その効果もあり、当市では94人が受験し、77人が合格され、免許取得者数は実質441人となっており、前年と比較しますと55人の増となります。

今後の対策としては、関係機関との連携を更に強化し、農作物被害軽減が図られるよう引き続き狩猟免許取得の補助を行い、捕獲の特別許可を行つていくこととしています。

また、愛媛県の9月議会において肱川改修、菅田地区の重要性に鑑み大幅な補正予算が計上され、築堤工事の進捗率アップを期待しているところです。



にイノシシによる農作物被害を防止する目的で電気防護柵の施設を整備しています。補助の採択基準としては、認定の業者でない農家は受益戸数が2戸以上となつた場合に、農業の扱い手となる認定農業者についても、1戸でも採択できるものとしています。

この事業は有害鳥獣による田畠などの農作物被害を防ぐため、農家を対象とした補助を実施することを目的であり、特に農業者が目的であり、特に農業者とかかわりの深いJA愛媛は、JAを事業実施主体として事業推進を図っています。このことから、販売店での取り次ぎについても、JA愛媛が事業に取り組んでいます。

用地取得についても、上流から着手しており肱川右岸の阿部・板野地区の買収に一定の目途がついたことから、本年からは下流左岸の村島地区に着手しています。

用地取得についても、上

河川整備

問 整備計画について

答 菅田地区の河川整備に

置します成見地区から築堤工事に着手し、現在は宇津橋の架け替え工事が施工されており、平成25年度には供用開始ができるものと伺っています。

用地取得についても、上

流域の阿部・板野地区の買収に一定の目途がついたことから、本年からは下流左岸の村島地区に着手しています。

また、愛媛県の9月議会において肱川改修、菅田地区の重要性に鑑み大幅な補正予算が計上され、築堤工事の進捗率アップを期待しているところです。

しかししながら、堤防事業には用地買収から築堤、樋門、橋梁の架け替え工事等が必要となつてくるため、長期間を要し、肱川流域全体では、治水安全度が未だに低い箇所が多数残つている状況です。

このようなことから、当市では国、県の事業の進捗状況を踏まえながら、今後5カ年間を目途に、市として何ができるのか、ハード、ソフト両面において「減災対策計画」を立案し、スピード感を持って順次対策を実施していきたいと考えています。



先の台風15号による洪水では、未だ未整備となつてゐる菅田地区や暫定堤防箇所等では家屋浸水、農作物等甚大な被害に見舞われましたことは、当市としても大変心苦しく思つています。一日も早く無堤地区の解消と冠水被害の軽減に向けていきたいと考えています。

答 現在、国の原子力安全委員会では、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた防災指針の見直しが行われており、この中で国際原子力機関等の国際基準に準じた防災対策区域として、予防的防護措置を準備する区域として概ね5キロメートルの範囲をP A Z、緊急防護措置を準備する区域として概ね30キロメートルの範囲をU P Z、放射性物質が多く含む大気が通過するときの被曝を避けるための防護措置を実施する地域として概ね50キロメートルをPP Aと示されました。

その中で、当市もその大部分が必要に応じて段階的な避難を実施できるよう計画を策定することが重要と示されているU P Zの区域

最大限の努力を払うとともに、国及び県へも治水事業の推進について、機会あるごとに強く要望していくことを考えていました。

原発防災対策

問 対策見直しについて

市、電力事業者の防災対策に関する明確な役割分担や、原子力防災特有の必要な資機材などの財政措置についても具体的な内容が示されておらず、今後より具体性のある防災指針の見直しには、まだしばらく時間を要するものと考えます。

したがって、見直しに当たっては、国の防災基本計画に則った新しい知見を踏まえ、愛媛県や関係機関と協議、調整を行いながら適切かつ効果的な地域防災計画の策定に努めていきたいと考えています。また、当市で先行的に実施できる対策については、できることがあります。から早急に対応したいと考えています。

なお、これらの原子力を含めた災害に対応するためには、地域住民と行政の役割分担や連携など、具体的に該当することになつていています。また、30キロ圏域を超える区域についても、住民への情報提供、周知体制などの計画を予め策定する必要がある、とされています。

学校施設の安全対策

問 耐震化について

答 学校施設の耐震対策については、既に実施しました耐震診断の結果等に基づき、「大洲市立学校施設整備計画」を策定し、学校施設の耐震化及び教育環境の改善を計画的に進めたいと考

この計画は、旧耐震基準で建築された建物のうち、耐震診断により耐震性を有しないとされた建物の耐震対策を図るとともに、老朽箇所の改修を行うことにより、児童・生徒の教育環境の改善を図ることを目的としており、「大洲市小学校統廃合計画」により存続する学校施設を対象として、小学校は校舎8棟、体育館4棟の12棟、中学校は校舎10棟、体育館8棟の18棟、幼稚園は園舎1棟の計31棟を整備するものです。

実施計画については、平成23年度から25年度を第1期、平成26年度から28年度を第2期、平成29年度から31年度を第3期として、今後9年間で整備を行う計画としています。が、事業の進捗状況を検証し、市の財政状況等も勘案しながら、概ね3年ごとに実施計画の見直しを行います。

事業の優先順位は、基本

な防災対策や対応方法を示していく必要があると考えています。

事業手法については、耐震補強と教育環境の改善を図ることを基本として、建物の耐震性を確保する耐震補強工事に併せて、老朽化による内外装の改修、教育環境の質的な向上を図る整備、省エネルギー化、施設のバリアフリー化及び内装の木質化等の大規模改造工事を実施します。

委員会審査

9月定例会で決算特別委員会に付託された議案及び12月定例会で常任委員会に付託された議案等について審査を行いました。

決算特別委員会

委員長 梅木良照

- ◆市税及び使用料等の収納
問 収入未済の状況と対策
答 市税の収入未済額は、約2億3千万円となっている。滞納者の実情把握に努め、滞納整理機構と連携を図りながら、効果的な滞納整理を実施する計画である。



総務企画委員会

委員長 上田栄一

- ◆財政調整基金について
問 目的及び残高等について
答 不測の災害など将来の財源不足に備える観点から、今回基金の積み増しを計上した。残高は今回の積立金を含め合計で約20億円となる見込みである。一般的な積立基準としては市の標準財政規模の10から15%と言われており、当市の場合約25億円となる。当市財政の重要な財源となるいる普通交付税が、合併後10年を経過する平成27年度から5年かけて段階的に削減されることとなつており、それの実情等も十分に考慮可能な限り積立を行う考え方である。

厚生文教委員会

委員長 安川哲生

- ◆地域支え合い体制づくり事業について
問 取り組み内容について
答 高齢者の日常生活を支援する中核機関として「地域包括支援センター」を設置するとともに、本庁、「サブセンター」を拠点施設として位置付け、総合相談支援、成年後見人制度の活用促進、高齢者虐待などに対応する権利擁護事業、介護予防事業など、訪問活動を中心に行っている。

- 市営住宅使用料においては、約6千万円の滞納状況となつておらず、催告書による督促や滞納者宅への訪問、連帯保証人への納付指導の依頼、明け渡し請求など、滞納解消に取り組んでいる。また、保育料については、約1千300万円の滞納があり、催告・督促を行つてあるが、納付折衝に応じない悪質な滞納者については、再編検討委員会で慎重に検

討している。各組織が有する機能を十分に發揮でき、地域振興につながる統一的な組織となるよう、統合試案を示しているが、あくまで地域での合意形成をもとに意見集約を図りたいと考えている。

- ◆請願第18号「原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める請願書」について
意見 福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、現在国において原子力施設等防災対策の見直しが進められており、併せてストレステストによる一次評価の検証や、原子力の位置付けを含めた今後のエネルギー政策について議論が行われている状況にある。当面安定した再生可能エネルギーとその施策が確立されるまでは、現実的に原子力発電の廃止に向けた対応はできない。

- ◆自治会・区長会・公民館組織の再編について
問 再編方針について
答 当該組織が担ってきた使命や役割は、地域によって異なつており、それぞれの実情等も十分に考慮した上で結論を出すよう、再編検討委員会で慎重に検



国体施設整備基本構想について

委員長 安川哲生

- ◆施設の整備計画について
問 対象施設の整備計画について
答 平成29年に愛媛県で開催されることとなる国民体育大会において、八幡浜・大洲地区運動公園がソフトボール成年男子とソフトテニス成年男女の会場地となることから、中央競技団体の正規視察が行われ、様々な指摘を受けた。そこ

で基本構想設計により事業費を把握し、県の補助金制度を活用しながら順次整備を進めていく計画である。

◆請願第19号「消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願」について

◆請願第20号「年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願」について

◆請願第21号「無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3・3万円の支給を求める請願」について

◆請願第21号「無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3・3万円の支給を求める請願」について

意見 年金制度は、世代間扶養の考えが基本となつておらず、若年層の年金制度への不安感がこれ以上広がらないよう給付と負担のバランスを考え、次世代を見据えた改革を行う必要がある。願意を実現すれば、社会保障における公平公正な制度確立に支障を来す恐れがあり、財源確保も困難である。

審査結果

不採択



産業建設委員会

委員長 西 村 豊

◆森林資源管理システム改修事業について

問 林業の産業化について

答 国の森林・林業再生プランに基づき、全国的に取り組みが行われている

が、国の支援を受けて何とか経営が成り立っている状況である。今後は森林經營計画を立て、育てる林業から経営をしていく林業へと方向性が示され、国からも様々な施策が出される見込みであり、積極的に活用していく考えである。

▼総務企画委員会
中継局整備事業（青島）

常任委員会管内視察

▼厚生文教委員会
小学校複式学級（上須戒）

▼産業建設委員会
水道・中央監視装置（大洲）



議会日誌

秋季定期総会（松本市）

《9月》

4日・決算特別委員会

6日・大洲市合同追悼式

7日・議会運営委員会

〃・3常任委員会

26日・大洲地区内子運動公園事務組合議会臨時会（内子町）

27日・栃木県矢板市議会行

29日・愛媛県市議会観光振興議員連盟研修会（西予市）

30日・愛媛県市議会議長会

18日・決算特別委員会

14日・長野県佐久市議会行

11日・決算特別委員会

10日・大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会臨時会

19日・大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会臨時会

計画である。また「南予以し博」の開催を機に、その相乗効果も期待されている。各関係機関を始め、指定管理者やイベント実施団体間の連携を密に行うとともに一過性のイベントにならないよう、そのノウハウを引き続き活かすことでのりたいと考えている。



20日・四国西南地城市議会
議長懇談会定期総会
26日・四国市議会議長会理
事会（東かがわ市）
《11月》
1日・熊本県菊池市議会行
政視察来市
4日・肱川流域治水対策特
別委員会
〃・決算特別委員会
7日・議会運営委員会
11日・全国市議会議長会評
議員会（東京都）
15～17日・吉岡・向井・後
藤・宮本・水本・武
田・西村・安川・大
野議員個人行政視察
(周南市、島根県美
郷町、高梁市)
15日・山梨県富士吉田市議
会行政視察来市
22日・総務企画委員会管内
視察
〃・厚生文教委員会管内
視察
29日・議会運営委員会
30日・第5回臨時会
《12月》
6～20日・第6回定例会

いつまでも私たちの心の中に… ~3月末で閉校となる小学校~



櫛生小学校



藏川小学校



柴小学校



豊茂小学校



壱神山（戒川）

「それってヤバくない?」
「めっちゃやバイよ」など
と中高生の会話を聞いて、
影で悪事を企む密談かと思
うようでは若者言葉に鈍感
なのが。日本語の使われ方
が変化していく一部の辞書
には、若者が「最高である」
「すげいい」の意にも使
うことを補説する。敬語に
至ってはもつと誤用が多く、
流行となればそれも良しと
なるのかもしれません。

当市では今年も4校の小

学校が長い歴史に幕を下ろ
す。一時代を築いた高齢者
を残し、生活基盤は中心地
に集まり、若い世代はそこ
で子を育てる。目上の人と
接する機会は少なくなり、
友人とケータイで短縮言葉
に絵文字会話。それも時代
の流れと割り切つてもいい
が、それって本当にヤバく
ないか?

編集後記

2012. 2 | 10